



手続きの流れ（意匠）

1. ヒアリング

出願（申請）したい意匠（デザイン）、そのデザインを採用したい物品、さらにそのデザインのベースとなった従来のデザインについてお伺いします。

これらの内容に基づいて、そのデザインが登録を受けられる可能性を簡易診断します。簡易診断の結果を参考にして出願をするか否かをご判断ください。

2. 出願（申請）

出願（申請）をすることが決まったら、ヒアリングの内容に基づいて出願書類の案文をお作りします。案文をお届けするまでに、1～2週間程度かかります。

届いた案文がご要望に沿った内容になっていることをご確認ください。

案文の内容に問題がなければ、その内容で特許庁に出願します。

意匠の出願は特許出願のような審査請求の手続きは不要です。出願をすれば自動的に審査に取り掛かってくれます。

3. 審査

出願をすると特許庁で出願内容が審査されます。

出願をしてから最初の審査結果が出るまでに6～7ヶ月程度かかります。

4. 審査対応（拒絶対応、中間処理）

審査が終わると特許庁から審査結果が通知されます。

登録NGの通知（拒絶理由通知）を受けてしまった場合でも、その通知の後、40日以内に適切な対応策をとれば、特許庁で再度審査をしてくれます。たとえば、出願した意匠と従来の意匠の違いを説明したり（意見書の提出）、図面の不備を修正をすると（補正書の提出）、その内容が考慮されて登録を受けられる場合があります。

なお、意見書や補正書の案文をお届けするまでに、1～2週間程度かかります。

5. 権利設定

登録OKの通知（登録査定）を受けた場合、その通知の後、30日以内に、1年分（第1年度分）の登録料を納付すると、意匠権が設定されます。

意匠権が設定されると、登録証が交付され、意匠登録の内容が公報に掲載されます。

6. 登録料納付

意匠権の権利期間は登録日から20年です。

意匠権を維持している間は、年度ごとに登録料を納付する必要があります。登録料は前の年度のうちに（第2年分は第1年度のうちに）納付する必要があります。